

# 令和元年度第1回野田市自立支援・ 障がい者差別解消支援地域協議会次第

日時 令和元年7月10日(水)

午後1時30分から

場所 市役所8階大会議室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 保健福祉部長あいさつ

## 4 議題

- (1) 副会長の選出について
- (2) 就労支援部会の委員の推薦について

## 5 その他

- (1) 日中サービス支援型グループホームの実施状況報告義務について
- (2) 虐待に対する対応について
- (3) 事業報告について

世界自閉症啓発デイ及び発達障害者週間の啓発取組及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組

地域生活支援拠点の整備について

千葉県のヘルプマークの取組について

ストーマ用具保管事業について

障がい者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業について

聞こえのサポーター養成事業について

## 6 閉会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）

令和元年7月1日現在

No.	選出区分	関係機関	役職	氏名	備考
1	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人野田市医師会	理事	岡田 吉郎	
2		障害者就業・生活支援センターはーとふる	センター長	柄澤 隆一	
3		中核地域生活支援センターのだネット	所長	清本 健二郎	
4		千葉県司法書士会柏支部	所長	倉前 博幸	
5		野田市民生委員児童委員協議会	理事	上坂 悟	
6		野田市立こだま学園	園長	小林 公平	
7		柏人権擁護委員協議会野田部会	部会長	金剛寺 守	
8		社会福祉法人円融会	施設長	高峰 啓三	新
9		社会福祉法人野田市社会福祉協議会	事務局長	田中 洋介	
10		社会福祉法人野田みどり会	障がいサービス事業部長	野村 祐一	
11		相談支援センターそよかぜ	管理者	堀口 美千代	
12	障がい者団体を代表する者	野田市自閉症協会	会長	大野 祐子	
13		野田市障がい者団体連絡会	代表	加藤 満子	
14		地域活動支援センターさくら	センター長	中村 義光	
15		みみづくの会	会長	吉岡 靖二	
16	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所野田出張所	統括職業指導官	柳下 信雄	
17		千葉県野田健康福祉センター地域保健福祉課	課長	荒木 なおみ	
18		千葉県柏児童相談所	上席児童福祉司兼グループリーダー	鈴木 恵太	新
19		千葉県立野田特別支援学校	教諭	吉田 利恵	
20		千葉県野田警察署生活安全課	課長	森 一貴	新
21		野田市人事課	課長	富山 勝之	
22		野田市商工観光課	課長	宇田川 克巳	
23		野田市介護保険課	課長	安藤 剛行	
24		野田市保健センター	センター長	中代 英夫	
25		野田市児童家庭課	課長	小林 利行	
26		野田市人権・男女共同参画推進課	課長	戸邊 卓哉	
27		野田市教育委員会指導課	課長	山田 桂一	新
28		野田市消防署	署長	太田 義則	新

※任期は令和2年3月31日まで

# 令和元年度 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 席次表

会長 加藤 満子 委員

--	--

岡田 吉郎 委員

--

柄澤 隆一 委員

--

倉前 博幸 委員

--

上坂 悟 委員

--

野村 祐一 委員

--

荒木 なおみ 委員

--

鈴木 恵太 委員

--

吉田 利恵 委員

--

森 一貴 委員

--

富山 勝之 委員

--

安藤 剛行 委員

--

中代 英夫 委員

中村 義光 委員

--

ガイドヘルパー

--

小林 公平 委員

--

金剛寺 守 委員

--

高峰 啓三 委員

--

田中 洋介 委員

--

堀口 美千代 委員

--

大野 祐子 委員

--

小林 利行 委員

--

戸邊 卓哉 委員

--

山田 桂一 委員

--

太田 義則 委員

事務局

--	--

--	--

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 の規定に基づき障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 29 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者並びに委員の推薦に基づき市長が委嘱した者及び職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障がい者支援課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市地域自立支援協議会要綱第1条の規定により設置された野田市地域自立支援協議会(以下「旧協議会」という。)の委員である者は、この告示の施行の日に、この告示による改正後の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱(以下「新要綱」という。)第3条第2項本文の規定により野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「新協議会」という。)の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この告示の施行の際現に旧協議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの告示の施行の日に、新要綱第5条第2項の規定により新協議会の会長又は副会長に選任されたものとみなす。

(任期の特例)

4 この告示の施行に伴い新たに委嘱される新協議会の委員の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、附則第2項の規定により新協議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期満了の日までとする。

～みんなで支えるバリアフリー～

## 世界自閉症啓発デーについてのお知らせ

**Q. 4月2日は何の日かご存知ですか？**

**A. 4月2日は国連が定めた世界自閉症啓発デーです。  
また、4月2日から8日は発達障害啓発週間です。**

市では、4月2日からの自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間の啓発活動の一環として、4月2日(火)から8日(月)にかけて保健福祉部の職員が「ブルーリボン※」を付けて業務を行います。

この機会に皆様も、周りで困っている自閉症のある方に対して、どのような支援ができるのか一緒に考えていただければと思います。

裏面に自閉症の方と接する時のポイントを簡単にですが記載してあります。

※このブルーリボンは障がい者支援施設の利用者の方が作成しました。



## ～自閉症のある人が困っていること～

- 思っていることを、相手にわかりやすく伝えることが難しいです。
- 一度にたくさんのことを言われると困ってしまいます。
- 予想外のことが起こると、不安になってしまいます。
- 聴覚過敏、知覚過敏により大きな音やにおい、急に触られることが苦手です。

## ～自閉症のある人と接する時のポイント～

### 1 前から・ゆっくり・短く話しかけてください

※後ろから声を変えられると驚いて不安になる人もいます。

### 2 具体的に質問してください

※言葉が出ず困っているときは、相手の状況や気持ちを推測して質問し、気持ちを確認します。「はい」「いいえ」で答えられるように質問してください。

### 3 言葉以外の方法を使ってみてください

※メモや絵、図を使い理解を助けるようにします。

※このページは、世界自閉症啓発デーin ちばの記載を基に作成しました。

## ＜ストーマ用具保管事業について＞

事業開始：令和元年8月1日から

対象者：市内在住・在勤の方

### 【概要】

オストメイト（人工肛門・人口膀胱を造設されている方）の使用しているストーマ装具について、使用している方は各自の自宅等で予備を保管しているが、災害等により各自で保管していた装具が失われた場合、交換ができなくなってしまうため、応急的に使用する装具を確保する手段として希望により市役所で保管し、災害等に備えるもの。希望者は自らが使用するストーマ等（10日分程度）を持参し、市で保管。

災害等により必要になった際は申出をし、預けたストーマを受け取る。

また、指定避難所が開設された場合は、申出により避難所に輸送する。

## ＜障がい者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業について＞

日程：令和元年11月16日（土）

時間：11時から14時まで（予定）

場所：勤労青少年ホーム体育館（予定）

### 【概要】

市内の障がいのある人とない人とのスポーツを通じた交流を支援し、障がいのある方がスポーツに親しめ、スポーツ参加への推進を促す事業として、「障がい者スポーツ体験会」を行う。障がいの有無を問わず、会場で参加受付を行う。

内容はボッチャやフライングディスク、競技用車イス体験などが考えられるが、千葉県障がい者スポーツ協会のコーディネーターの意見を頂きながら詳細を決定する予定。

「福祉のまちづくりフェスティバル」の中で実施。なお、「市民ふれあいハートまつり」も同日開催。

## ＜聞こえのサポーター養成事業＞

日程：令和元年11月8日（金）、22日（金）、29日（金）、12月6日（金）  
全4回

時間：14時から16時まで

場所：野田中央公民館 講座室

定員：20名（事前申請）

### 【概要】

市民の方に加齢などの様々な要因による中途失聴・難聴のことや、筆談というコミュニケーション方法を知ってもらうとともに、聞こえにくさからコミュニケーションに不自由を感じている人と筆談で対話する技術を学ぶ。事業については特定非営利法人千葉県中途失聴者・難聴者協会への委託を予定。

市報やポスター等で参加者を募る。